

徳島県告示第五百六十三号

徳島県ふぐの処理等に関する条例（平成二十五年徳島県条例第五号）第七条の規定により、令和六年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和六年十一月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 試験の日時

1 学科試験及び鑑別試験

令和七年二月五日（水曜日）午前十時から

2 実技試験

令和七年二月六日（木曜日）午前十時から又は同月七日（金曜日）午前十時から

二 試験の場所

徳島市沖浜東二丁目一六番地 徳島市生涯福祉センター（ふれあい健康館）

三 受験願書の提出先

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県危機管理部安全衛生課内 一般社団法人徳島県食品衛生協会

四 受験願書の受付期間

令和七年一月七日（火曜日）から同月二十一日（火曜日）まで（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同月二十一日までの消印があれば受け付ける。

五 受験願書の添付書類

写真（出願前六月以内に正面から撮影した無帽かつ無背景の上半身像で、縦三・センチメートル横二・四センチメートルのものであって、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものに限り。）

六 受験手数料

一万五千元（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）

七 受験願書の用紙の請求先

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県危機管理部安全衛生課内 一般社団法人徳島県食品衛生協会

八 その他

この試験についての問合せは、徳島県危機管理部安全衛生課（電話〇八八―六二―二二二九）又は一般社団法人徳島県食品衛生協会（電話〇八八―六二―二二二九）へすること。